

警察への通報 について

当院では、次に掲げる事例があった場合、刑法第234条及び第130条に該当するものとして、警察に通報します。

- ①暴力や暴言等威力を用いて病院の業務を妨害した場合
- ②利用者の安全を確保するため退去を要求したにも関わらず、退去しない場合

当院は、医療業務を行う機関であり、利用者に対し適切な医療行為を実施することは勿論、平穏な受診環境を提供することも、責務として負うと同時に権利として有しております。

そのため、上記行為について警察に通報するものです。

平成25年12月2日 院長